

特定施設の設置・変更事前評価書

(汚濁負荷量が減少又は現状維持の場合)

申請者 広島県府中市高木町1071番地
ヤスハラケミカル株式会社
代表取締役社長 安原禎二

1. 許可申請の概要

(1)設置(変更)しようとする特定施設

特定施設の種類	水洗施設 (R-451)								
特定施設の能力	3,200kg/h								
工事の着手予定年月日	令和8年4月5日								
工事の完成予定年月日	令和8年10月31日								
使用開始の予定年月日	完成の翌日								
排出される汚水等の汚染状態及び量	項目	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
	通常	11~14	260	1500	180	1.0	0.1		
	最大	11~14	325	3000	225	2.8	1.1		
排出される汚水等の量	通常	4.4 m ³ /日				最大	4.4 m ³ /日		

備考：汚水等は、産業廃棄物として委託処理する。

注) 汚染状態の単位：pH 以外は mg/L

特定施設の種類	水洗施設 (R-452)								
特定施設の能力	3,300kg/h								
工事の着手予定年月日	令和8年4月5日								
工事の完成予定年月日	令和8年10月31日								
使用開始の予定年月日	完成の翌日								
排出される汚水等の汚染状態及び量	項目	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
	通常	2~3	260	1500	180	1.0	0.1		
	最大	2~3	325	3000	225	2.8	1.1		
排出される汚水等の量	通常	7.2 m ³ /日				最大	7.2 m ³ /日		

備考：汚水等は、産業廃棄物として委託処理する。

注) 汚染状態の単位：pH 以外は mg/L

特定施設の種類	静置分離器 (D-451)								
特定施設の能力	3,200kg/h								
工事の着手予定年月日	令和8年4月5日								
工事の完成予定年月日	令和8年10月31日								
使用開始の予定年月日	完成の翌日								
排出される汚水等の汚染状態及び量	項目	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
	通常	11~14	260	1500	180	1.0	0.1		
	最大	11~14	325	3000	225	2.8	1.1		
排出される汚水等の量	通常	4.4 m ³ /日				最大	4.4 m ³ /日		

備考：汚水等は、産業廃棄物として委託処理する。

注) 汚染状態の単位：pH 以外は mg/L

特定施設の種類	静置分離器 (D-452)								
特定施設の能力	3,300kg/h								
工事の着手予定年月日	令和8年4月5日								
工事の完成予定年月日	令和8年10月31日								
使用開始の予定年月日	完成の翌日								
排出される汚水等の汚染状態及び量	項目	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
	通常	2~3	260	1500	180	1.0	0.1		
	最大	2~3	325	3000	225	2.8	1.1		
排出される汚水等の量	通常	7.2 m ³ /日				最大	7.2 m ³ /日		

備考：汚水等は、産業廃棄物として委託処理する。

注) 汚染状態の単位：pH 以外は mg/L

(2)汚水等の処理施設

○曝気槽

設 置 年 月 日	昭和 59 年 5 月 10 日										
工事の着手予定年月日											
工事の完成予定年月日											
使用開始の予定年月日											
処 理 施 設 の 種 類	曝気槽										
処 理 施 設 の 構 造	鉄製										
処 理 施 設 の 型 式	角型										
処理施設の主要寸法	W 1,500mm×L 3,050mm×H 1,235mm										
処 理 施 設 の 能 力	100 m ³ /日										
汚水等の処理の方法	単純曝気方式										
処理施設の使用の方法	連続運転										
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の値及び量	処 理 前	項 目	水量	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
		通常	30.1	3~8		162	300	2.1	0.01		150
		最大	53.5	3~9		194	600	4.2	0.02		200
	処 理 後	項 目	水量	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
		通常	30.1	6~8		125	300	2.1	0.01		100
		最大	53.5	3~10		165	600	4.2	0.02		150

注) 汚染状態の単位：pH 以外は mg/L

○R-9901

設 置 年 月 日	昭和 61 年 3 月 5 日										
工事の着手予定年月日											
工事の完成予定年月日											
使用開始の予定年月日											
処 理 施 設 の 種 類	加圧浮上式										
処 理 施 設 の 構 造	スキマー付 SUS 製平底円筒形槽他										
処 理 施 設 の 型 式	ユニチカ UF-10B 型										
処理施設の主要寸法	W1, 880mm×L4, 300mm×H2, 845mm										
処 理 施 設 の 能 力	240 m ³ /日										
汚水等の処理の方法	加圧浮上式										
処理施設の使用の方法	連続運転										
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の値及び量	処 理 前	項 目	水量	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
		通常	43.9	6~8		100	300	8.2	2.16		100
		最大	69.3	3~10		140	600	20.3	4.89		150
	処 理 後	項 目	水量	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
		通常	67.3	6~8		40	10	5.4	0.89		15
		最大	99.0	5~9		56	50	14.3	2.99		23

注) 汚染状態の単位：pH 以外は mg/L

○R-9909A/B

設 置 年 月 日	平成4年5月31日										
工事の着手予定年月日											
工事の完成予定年月日											
使用開始の予定年月日											
処 理 施 設 の 種 類	活性炭濾過器										
処 理 施 設 の 構 造	FRP、縦型円筒										
処 理 施 設 の 型 式											
処理施設の主要寸法	φ785mm×H 2,047mm、2基										
処理施設の能力	27 m ³ /時間										
汚水等の処理の方法	活性炭吸着処理方式										
処理施設の使用方法	連続運転										
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の値及び量	処 理 前	項目	水量	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
		通常	67.3	6~8		40	10	5.4	0.89		15
		最大	99.0	5~9		56	50	14.3	2.99		23
	処 理 後	項目	水量	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
		通常	67.3	6~8		33	10	4.9	0.40		2
		最大	99.0	5~9		46	50	13.1	2.44		5

注) 汚染状態の単位：pH 以外は mg/L

○浮上沈降槽

設 置 年 月 日	昭和61年3月5日										
工事の着手予定年月日											
工事の完成予定年月日											
使用開始の予定年月日											
処 理 施 設 の 種 類	浮上沈降槽										
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート										
処 理 施 設 の 型 式											
処理施設の主要寸法	W 10,600mm×L 21,200mm×H 1,965mm										
処理施設の能力	容量 220 m ³										
汚水等の処理の方法	単純浮上沈降槽										
処理施設の使用方法	連続使用										
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の値及び量	処 理 前	項目	水量	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
		通常	229.3	6~8		15	10	2.7	0.54		2
		最大	349	5~9		19	50	4.3	1.50		5
	処 理 後	項目	水量	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	大腸菌数	油分
		通常	229.3	6~8		15	5	2.7	0.54		2
		最大	349	5~9		19	30	4.3	1.50		5

注) 汚染状態の単位：pH 以外は mg/L

(3)許可申請の概要及び理由

当工場では主力製品としてテルペン系樹脂を製造している。テルペン系樹脂は、原料として天然由来のテレピン油を使用している。このテレピン油には、その回収方法から硫黄分を多く含有し、硫黄臭を発生するものがある。そのため、当社ではこれまで低硫黄分のものを選択的に購入していた。

テレピン油は天然由来であるためカーボンニュートラルであり、当社テルペン系樹脂も脱炭素社会に貢献できる観点から、今後一層の注目や引き合いが多くなると想定される。

従って、来るべき時に備え、迅速かつ安定的に製品供給できるよう、今後は硫黄分を多く含むテレピン油も購入していくことを決定した。そのため、脱硫処理施設として、水洗施設と静置分離器（特定施設）を設置する。なお当該施設で発生する汚水は、全量産業廃棄物として社外に搬出する。

2. 排水口の位置及び数

1ヶ所（別図・1／2参照）

3. 周辺公共用水域の範囲及び環境基準

(1) 周辺公共用水域の範囲

新居浜海域へ、No.1 排水口に繋がる放流口を中心とする、半径 32m の範囲

$$\log(r^2 \theta / 2) = 1.226 \log Q + 0.086 \quad \theta = \pi \quad Q = 349$$

$$r = 31.89 \approx 32$$

(2) 環境基準

項目 \ 水域名	新居浜海域丙 (610-3) pH、COD 等	燧灘中西部 (610-3) 全窒素、全磷	(-)	(-)
環 境 基 準	A 類型	II 類型		
達 成 期 間	5 年以内のできるだけ早い時期	直ちに達成		

○人の健康の保護に関する環境基準

項 目 名	基 準 値	項 目 名	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.02mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	シマジン	0.003mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下		

(備考) 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

○生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的 の適応性	p H	COD	S S	DO	油分	大腸菌数	T-N	T-P
A	水産1級 水浴 自然環境保全 工業用水 環境保全	7.8～ 8.3	2mg/L 以下		7.5mg/L 以上	検出さ れない こと	300CFU /100mL 以下		
II	水産一種 水浴 工業用水 生物生息環境 保全							0.3mg/L 以下	0.03mg/ L 以下

※環境基準点調査

採水地点	環境基準	項目	pH	COD	SS	DO	油分	大腸菌数	T-N	T-P
03 610-3	A	最小～最大 平均	8.1~8.2	1.4~2.3 1.9		7.3~9.7 8.8	<0.5 <0.5	<1 <1		
03 610-3	II	最小～最大 平均							0.15~0.68 0.24	0.018~0.034 0.025

調査期間 令和5年4月～令和6年3月

調査機関 愛媛県

4. 排水水の汚染状態及び量

変更無し

項目	区分	変更前		変更後	
		通常値	最大値	通常値	最大値
pH		6~8	5~9	6~8	5~9
BOD(mg/l)		6.0	8.0	6.0	8.0
COD(mg/l)		15.0	19.0	15.0	19.0
SS(mg/l)		5	30	5	30
T-N(mg/l)		2.7	4.3	2.7	4.3
T-P(mg/l)		0.54	1.50	0.54	1.50
排水量(m ³ /日)		229.3	349	229.3	349

5. 汚濁負荷量の比較

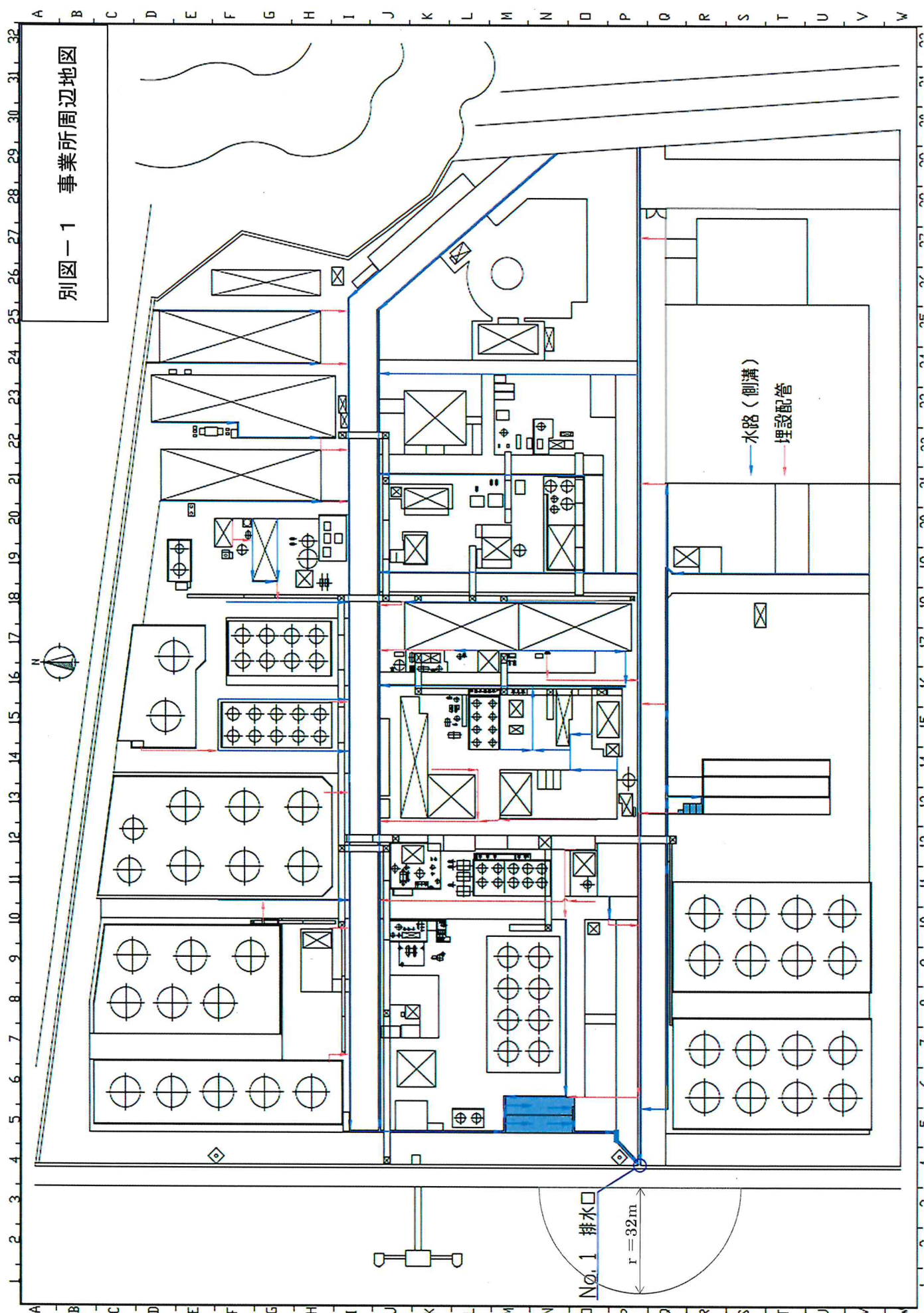
変更無し

項目	区分	変更前		変更後	
		通常値	最大値	通常値	最大値
BOD(kg/日)		1.4	2.1	1.4	2.1
COD(kg/日)		3.4	5.2	3.4	5.2
SS(kg/日)		1.1	1.7	1.1	1.7
T-N(kg/日)		0.6	0.9	0.6	0.9
T-P(kg/日)		0.12	0.19	0.12	0.19

(減少または現状維持の理由)

新たに設置する予定の特定施設から排出される汚水は、産業廃棄物として全量社外に搬出される。
そのため、当工場の排水水の量および汚染状態に変動は無い。

6. その他参考事項



別図-1 事業所周辺地図

別図-2 事業所周辺地図

